



結婚・子育て資金の 一括贈与について

※ はじめに

4月が過ぎ一年も1/3が経過しました。GWも終わり、決算申告に追われながら5月もあっという間に過ぎ去っていくのかなあと感じております。

再度気合いを入れ直し、年初の目標を達成できるように日々頑張っていこうと決意を新たにしております。

さて、ほんの少し前まで肌寒い気候でしたが、急速に暖かくなり、もう夏が目の前まで来ている印象です。

弊所では5月からクールビズで業務に従事させて頂いておりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

さて、今回の事務所通信では、平成27年4月1日からスタートした、『結婚・子育て資金の一括贈与』を取上げてお伝え致します。

※ ワンポイント解説

1. 結婚・子育て資金の一括贈与について

平成27年4月1日以降に行われた結婚・子育て資金の贈与については、1,000万円まで非課税となります。

披露宴等の費用や新居の家賃も対象に含まれますので、お子さん・お孫さんにご予定のある方はご検討頂く価値はあると思います。

※ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフ近況

岡山県の鷺羽山に行ってきました！

ワンポイント解説

I. 結婚・子育て資金の一括贈与について

平成27年4月1日以降に行われた結婚・子育て資金の贈与については、1,000万円まで非課税となります。

平成25年4月1日からスタートしている教育資金の一括贈与(1,500万円)と基本的な制度は似ています。今回は一部相違点も含め、ご紹介します。

1. 結婚・子育て資金の一括贈与は非課税？

少子化対策に資するため、一括贈与により若年層の経済的不安を解消し、結婚・出産を後押しすることを目的として贈与税の非課税措置が創設されました。

通常の贈与であれば基礎控除枠110万円を超える部分に対して贈与税が課税されますが、結婚・子育て資金の贈与として一定の手続きを行った場合、1,000万円まで非課税となります。

2. いつからの贈与が対象？

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの期間に行われる贈与が対象です。

なお、既にスタートしております教育資金の一括贈与の非課税制度は、平成25年4月1日から平成31年3月31日までとなっております。

3. 対象者は？

(1)もらう側・・・20歳以上50歳未満

※教育資金の一括贈与では0歳以上30歳未満

(2)渡す側・・・両親・祖父母

4. 結婚・子育て資金とは？

(1)結婚に際して支払う次のような金銭をいいます。

①挙式費用、衣装代等の婚礼(結婚披露)費用(婚姻1年前の日以後に支払われるもの)

②家賃、敷金等の新居費用、転居費用(婚姻1年前の日からその婚姻の日以後1年を経過する日までの期間に締結されるものについて、その締結の日以後3年を経過する日までに支払われるもの)

※結婚に際して支払うものについては300万円が限度となります。

(2)妊娠、出産及び育児に要する次のような金銭をいいます。

①不妊治療、妊婦健診に要する費用

②分娩費等、産後ケアに要する費用

③小学校就学前の子の医療のために要する費用で一定のもの

④子の医療費、幼稚園・保育所等の保育料(ベビーシッター代を含む)など

5. 一定の手続きとは？

結婚・子育て資金管理契約を締結し、口座を開設。税務署への申告手続きは金融機関が行ってくれます。

※ほとんどの金融機関で**管理料・払出手数料は無料**です。管理コストはかかるのですが、将来の取引に繋がればというスタンスのため、手数料は取らないようです。

6. もらったお金の引出し方法

実際に使用した内容がわかる領収書等を金融機関に提示することにより引出せます。

※教育資金の一括贈与と同様です。

7. 使い切れなかった場合

使い切れなかった場合の課税関係ですが、ケースによ

り異なります。

- (1)使い切る前に、もらう側が50歳になった場合
残額について、その時に贈与があったものとして**贈与税**の課税対象となります。
 - (2)使い切る前に、渡す側がお亡くなりになった場合
残額について、相続により取得したのものとして**相続税**の課税対象となります。
 - (3)使い切る前に、もらう側がお亡くなりになった場合
特段の課税は生じません。
- ※教育資金の一括贈与では、(2)の時点では課税対象とはなりません。あくまで、もらう側が30歳になった時に残額があるかないかで判断します。

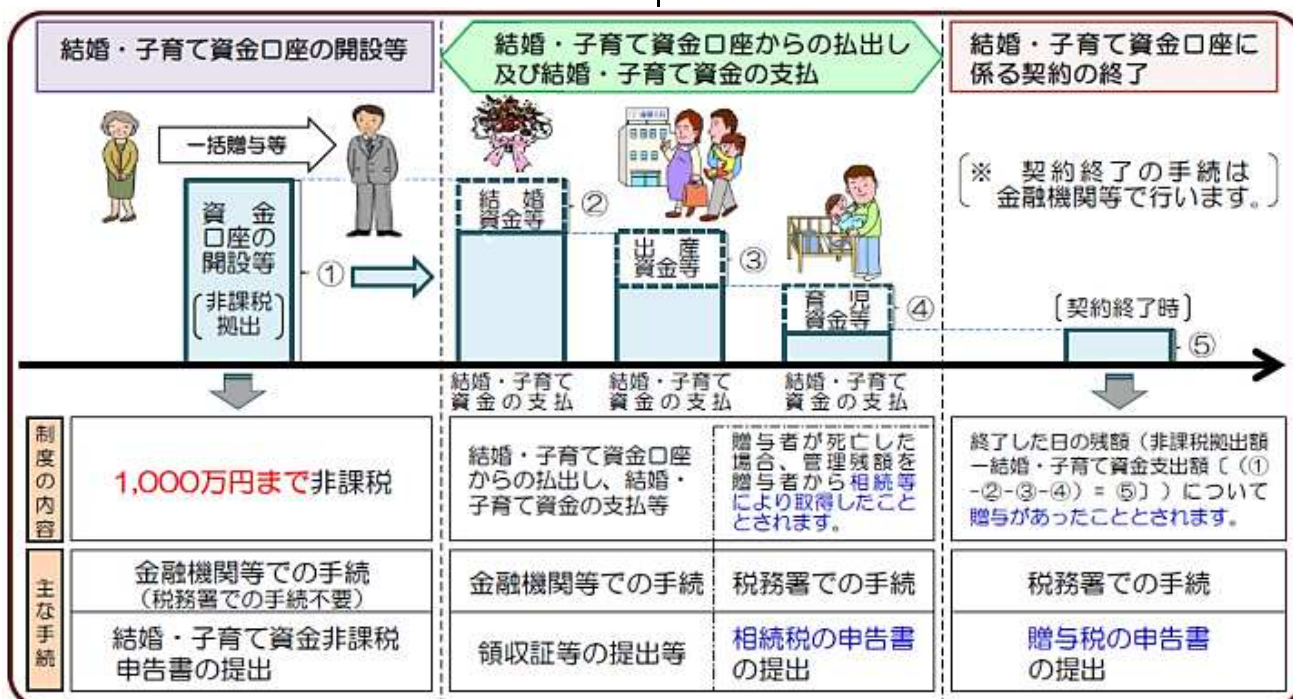
結婚子育て資金の非課税の特例イメージ (出典：国税庁)

8. まとめ

結婚・子育て資金について、例えば披露宴費用の負担は元々非課税です。この点は教育資金の一括贈与同様、元々非課税となるもの(全てではございませんが)について、一括して贈与できるという制度です。メリットが本当にあるのか？と色々考えられ、周りの状況を見て判断しようと暫く置いておいた方もいらっしゃると思います。

実績を紹介しますと、教育資金の一括贈与については、平成27年3月末時点で11.8万件的契約で8,030億円の信託設定がなされています。平成27年1月～3月での新規契約数は1.2万件で1,057億円の信託設定がなされています。実績だけを見れば安定的に伸びていることから、一定の人気があるように感じられます。

結婚・子育て資金についても同じようになるかはわかりませんが、検討する価値はあると思います。



最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 株式会社大阪彩都総合研究所 アドバイザー 公益社団法人東納税協会 記帳指導員		

☆ スタッフ近況 ☆(武原)

岡山県の鷺羽山に行ってきました。鷺羽山展望台から見る景色は海上に点在する大小50余りの多島美と雄大な瀬戸大橋の姿が圧巻でした。そこで気付いたんです！私の夢は無人島を購入して開発することですが、以前ネットで調べた島が目の前に！遠くから見ただけでも夢が膨らみました。

